福井市災害ごみ処理マニュアル（福井市災害廃棄物処理計画）　概要

１．策定の目的

各種自然災害（地震及び台風、大雨などによる風水害）が起きた際には、大量の災害廃棄物が発生することから、その処理を適正かつ円滑・迅速に行い、早期の復旧・復興に寄与することが重要であるため、事前に応急対策をとりまとめたマニュアルを策定する。

２．対象とする災害（P.3）

本マニュアルでは、今後発生が予測される大規模地震、津波や台風、大雨などによる風水害を対象とする。災害廃棄物の発生量等を推定する災害としては、発生量が最大となる「福井平野東縁断層帯主部による地震」をモデルケースとする。

想定地震名	活断層長さ	マグニチュード		福井市での想定結果	
		Mj	Mw	最大震度	全壊棟数
福井平野東縁断層帯主部	45km	7.6	7.0	7	16,911

３．対象とする災害廃棄物等（P.5）

自然災害によって発生する廃棄物（災害廃棄物）および被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

木くず、畳・布団、コンクリートがら等、金属くず、可燃物(繊維類、木くず等が混在したもの)、不燃物(細かなコンクリート、土砂などが混在したもの)、廃家電、廃自動車等、有害物質含有廃棄物等、適正処理困難物、腐敗性廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿

４．処理目標期間（P.6）

発災時には、災害種別やその被害状況等に応じて、できる限り早期の処理完了に向けて適切な処理期間を設定する。なお、設定にあたっては東日本大震災及び阪神・淡路大震災における事例を踏まえ、最長でもおおむね３年以内に処理を完了させることを基本とする。

５．処理体制（P.15）

災害廃棄物処理に関する業務については、市民生活部の中に総務、ごみ処理、仮置場の各班を置いて行う。ただし、し尿に関する業務は企業部において行う。

班名	主な業務概要
総務	・市内部（本部・他部局）、県、国、他自治体との連絡調整や情報収集 ・災害廃棄物発生量の推計、仮置場必要面積の算定 ・処理方針の検討、災害廃棄物処理実行計画の策定 ・支援要請（県、国、他自治体、民間事業者等） ・市民等への周知および必要な窓口の設置
ごみ処理	・処理施設能力、収集運搬車両の算定 ・避難所ごみ、生活ごみ、仮置場搬入ごみ等の収集運搬、処理・処分 ・代替処理施設、中間処理施設、最終処分場等の確保
仮置場	・仮置場の設置、管理・運営 ・有害物・危険物等の管理、仮置場における安全対策・環境対策

６．災害廃棄物発生量の推計（P.23）

災害発生時には、建物被害状況や浸水状況等の被害状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量の推計を行う。事前の推計としては、「２．対象とする災害」で設定した地震による建物被害によるがれき類は、約２００万トン（福井市のごみ約２３年分）発生する見込みである。

区域	選別後の種類別発生量(t)						
	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合計
発生量	67,594	787,592	247,846	56,045	777,244	78,037	2,014,358

７．仮置場の設置（P.27）

大量に発生する災害廃棄物について、処理施設に運搬する前に分別保管する場所が必要となることから、災害廃棄物の発生状況に応じて仮置場を選定して開設する。「６．災害廃棄物発生量の推計」において算出した、最大の発生量となる約２００万トンの廃棄物に対して必要となる仮置場の面積は、約５０万㎡と推計される。

分類	定義	候補地
一次仮置場	住居等の片づけや損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所	公園やグラウンド等の公共用地 （※公園　　約６１万㎡ グラウンド　約４２万㎡）
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所	クリーンセンター、収集資源センターなどの選別作業が行えるだけの面積を有する公共用地

８．環境対策、モニタリング、火災対策（P.30）

地域住民の生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングを実施し、住民に対する情報提供に努めるとともに、環境影響が生じた際は必要な環境衛生対策を講じる。

また、災害廃棄物の堆積による火災発生を防止するため、積み上げ高さの制限、散水の実施等を実施するとともに、温度監視や可燃性ガスの濃度測定を行う。

９．広域的な処理・処分（P.32）

被害が甚大であり、自区域内の処理では処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分について検討する。広域的な支援を要請する場合は、県と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

１０．住民等への啓発・広報（P.35）

迅速かつ適正な処理のためには排出方法・ルール等についての市民の理解が重要であることから、ごみの排出ルール、仮置場の設置・運営等の情報について発信する。特に、確実に伝わる手段としてチラシの直接配布を検討するほか、SNS 等も含めたあらゆる手段・媒体を活用し早期に分かりやすく発信する。